

第2期長与町地域スポーツ活動推進計画 (長与町運動部活動地域展開推進計画)

令和8年1月30日
長与町教育委員会

1. 生涯スポーツ社会の実現に向けた「地域スポーツ活動」への進化

長与町では、令和3年度から令和7年度まで、長崎県教育委員会の事業委託を受け、少子化に伴う一般の部活動改革を通じて、学校を含めた地域の中で、中学生世代の運動・スポーツ活動を進化させてきた。まず取り組んだのは、学校と地域とが協力・連携し、休日の部活動を学校から地域へ展開することであった。その主たる取組として、令和5年度から長与町立中学校の運動部活動すべてを地域へ展開した。

「地域スポーツ活動」では、生徒の豊かなスポーツ活動を実現し、大会に参加することのみに重点を置くことなく、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを目指してきた。今後も、この進化を続けていく。

令和8年度から、令和13年度までを改革実行期間とし、この6か年において、これまでの休日の取組と平日の自主的な部活動のハイブリッドにより、活動のさらなる充実を図る。その上で、中学生世代にとらわれない持続可能な地域のスポーツ活動が実施できる環境整備を目指す。

2. 運動部活動の地域展開について

急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すことを目的に、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」¹を策定した。

長与町、長与町立中学校（令和8年4月からは、義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）、長与町内のスポーツ団体等においては、本ガイドラインを踏まえて、長与町の実情に合わせて創意工夫を凝らし、生徒や保護者等の理解を得ながら地域展開を進める。長与町では、休日の「地域スポーツ活動」と平日の自主的な部活動のハイブリッドモデルを構築する。

3. 推進体制

(1) 長与町教育委員会

長与町教育委員会は、第2期長与町地域スポーツ活動推進計画を策定し、改革実行期間中に休日の部活動が円滑に地域展開できるよう体制を整備する。アンケートなどを通じた生徒等のニーズ把握、「地域スポーツ活動」の受け皿の支援、必要な財源等の確保・支援、長崎県・長与町立中学校・長与町内スポーツ団体等との調整を図る。主管は生涯学習課とし、総合型地域スポーツクラブと連携し、学校教育課及び教育総務

¹ 令和7年12月に文部科学省が公表したガイドライン

課の協力を得ながら「地域スポーツ活動」と部活動のハイブリッドによる活動の充実を図る。

(2) 長与町立中学校

長与中学校、長与第二中学校、高田中学校（令和8年4月から高田学園）は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、長崎県及び長与町の関係部署や地域におけるスポーツ団体等と協力・協働して、主に地域スポーツ活動に参加する生徒に関する情報共有等を図り、地域スポーツ環境の整備に取り組む。

長与町立中学校の校長は、国・長崎県及び長与町教育委員会が示す方針²に基づき、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が進むよう関係者との連携・協力を図り推進する。生徒が平日の運動部活動と休日の「地域スポーツ活動」に参加しやすい環境となるよう教職員・保護者・生徒に周知を徹底する。

(3) 特定非営利活動法人総合型SC長与スポーツクラブ

長与スポーツクラブは、長与町教育委員会、長与町立中学校及び関係団体と連携・協力し、令和3年度以降に受託して実施した長崎県部活動地域展開推進事業の研究事業の成果や課題を生かして、本推進計画の実施に参画する。

(4) その他の認定地域クラブ

長与町教育委員会が設定した基準を満たし、長与町教育委員会からの認定を受けた「認定地域クラブ」は、本推進計画の実施に参画する。

(5) 長与町スポーツ協会、長与町スポーツ推進委員等

長与町スポーツ協会や長与町スポーツ推進委員などの関係団体・関係者は、地域の各スポーツの取組の助言・支援を行う。

4. 参加対象者

参加対象者は、長与町立中学校の生徒のうち、「地域スポーツ活動」に参加を希望する全ての生徒とする。当該学校に設置されていない種目への参加も例外としない。小学校の児童及び中学校の卒業生が参加することは妨げないが、小学校の児童が参加する場合は、心身ともに無理のない活動とすること。

5. 「地域スポーツ活動」の受け皿（運営団体・実施主体）

「地域スポーツ活動」の受け皿は、別に規定する「認定地域クラブ」³とする。

6. スポーツ種目

「地域スポーツ活動」は、長与町立中学校において平日に実施する運動部活動の種目を基本とし、卓球、サッカー、軟式野球、陸上競技、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、硬式テニス、ソフトテニス、剣道、柔道又は弓道を定期的実施する。ただし、参加者がいなくなった場合は、教育委員会と受け皿が協議を行い、その活

² 学校の設置者は、国のガイドラインに則り、都道府県の「部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

³ 「長与町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」（令和8年1月30日）

動を休止又は廃止することができる。その他、受け皿は生徒のニーズ調査等を行い、エンジョイスportsや海洋スポーツ、ユニバーサルスポーツなど多様なスポーツイベントの機会を提供する。

7. 活動場所

「地域スポーツ活動」の活動場所は、長与町立学校の学校体育施設（グラウンド、体育館、テニスコート、武道場等）、長与町立スポーツ施設等とする。スポーツ施設等の利用に当たっては、優先利用及び減免等の措置を講じる。

8. 指導者

「地域スポーツ活動」の有資格の指導者は、生徒の安全・健康管理等を確保するため、1種目あたり原則複数名（2名以上）を配置する。ただし、参加者数によって調整することができる。指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入を行う。

「地域スポーツ活動」に関する指導方針の共有や関係者との連絡調整が円滑にできるよう、各種目において、メインコーチとなるリーダー1名と連絡担当のサブリーダーを配置する。なお、大学生ボランティアは、各種目の指導者の指導補助を担う。

「地域スポーツ活動」は、教職員にとって専門的な知見や経験を活かす場であるとともに、生徒が集団の中で仲間と切磋琢磨する様子や、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍する様子を観察することができるなど、これまでの学校部活動の教育的意義を含む活動の場となる。長与町立の学校に勤務する教職員で、「地域スポーツ活動」の指導等に携わりたい者は、所定の兼職兼業の申請を行い長与町教育委員会の許可を得ることとする。

9. 活動時間及び適切な休養日等の設定

(1) 1日の活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。平日及び休日の夜間に実施する活動については、「地域スポーツ活動」とみなさない。

(2) 週当たりの休養日

学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（学期中の土日に活動をする種目は、平日は少なくとも2日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。）

(3) 祝日の取扱

祝日は、原則として休養日とする。中総体前の大型連休については、ガイドラインを遵守しつつ地域や学校の実態を踏まえて活動計画を工夫する。年間計画の大会参加で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。祝日が土曜日と重なった場合は、活動を実施する。祝日が日曜日と重なった場合は、活動を実施し、振替休日の月曜日は活動を実施しない。

(4) 共通の休養日

第3日曜日は、「家庭の日」による休養日とする。(年間計画の大会参加で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。) また、各学校のテスト期間中及び夏季・年末年始の学校閉庁期間は休養日とする。

(5) オフシーズンの設定

各種目において、祝日及び共通の休養日を除く連続する5日間の休養日を、少なくとも年に1回は設定する。

(6) 夏季の活動及び暑さへの対策と工夫

昨今の夏季の気温上昇に伴い、生徒の安全確保の観点から、7月及び8月の活動は以下のとおりとする。活動を実施する場合は、生徒の体調などに十分注意し、暑さ対策の工夫を図り実施する。(7月及び8月に限らず厳しい暑さの場合も同様の対応を行う。)

- ・ 熱中症の発生リスクが高くなることが見込まれる時間帯については原則活動を実施しない。
- ・ 活動中の暑さ指数(WBGT)に基づき、基準を超えた場合は活動を停止・中止する。

10. 大会の参加等について

(1) 年間計画の作成

各種目の大会等の参加に関する年間計画を「地域スポーツ活動」の受け皿が作成し、前年度2月末日までにホームページ等により公表する。学校の管理下において参加する大会(中体連が主催する大会等)以外の大会は、地域スポーツ活動の指導者が引率できることを前提に年間計画を作成する。大会の参加にあたっては、以下に示す(2)及び(3)を大まかな方針とするが、学校と地域とが協力する意識の下、子どもたちにとってよりよい環境で、日ごろの成果を発揮する場となるような体制を目指す。

(2) 日本中学校体育連盟及び長崎県中学校体育連盟が主催する大会の参加について

中学校体育連盟が定める大会参加規程に基づき参加する。中学校体育連盟が主催する大会に学校単位又は合同部活動で参加する場合の参加申込等の手続きは、各学校が行う。

(3) 各競技団体等が主催する大会の参加について

競技団体等が定める大会参加規程に基づき参加する。競技団体が主催する大会に係る参加申込等の手続きは、「地域スポーツ活動」の受け皿が行う。中学校体育連盟が主催する大会について、地域クラブとして参加する場合は、受け皿が参加申込等の手続きを行う。

(4) その他、民間事業者等が開催するスポーツ大会等の参加について

上記(2)、(3)に関連する重要な大会や生徒の日ごろの練習の成果を発揮する貴重な機会となる真に必要な大会の場合に、「地域スポーツ活動」の範囲で参加することとする。ただし、生徒及び保護者の過度な負担となることがないように年間計画に基づく大会を基本とする。

(5) 大会参加の制限について

長与町教育委員会は、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

大会参加にあたっては、国及び長崎県のガイドライン等を遵守するとともに、年間7回を上限とし、月1回程度を目安とする。ただし、中体連が主催する中総体及び新人戦を除く。

1 1. 「地域スポーツ活動」に係る経費等

- (1) 「地域スポーツ活動」の参加に係る費用は、参加者から徴収する会費をもって充てる。
- (2) 長与町教育委員会は、「地域スポーツ活動」の運営に係る経費について、予算措置等の財源確保を図りその一部を補助又は委託する。
- (3) 受け皿は、「地域スポーツ活動」に参加する生徒や保護者、指導者が安心して参加できるようスポーツ安全保険等への加入を推奨し強く促す。また、その費用は、参加者が負担するものとする。
- (4) 経済的困窮家庭の生徒が会費負担を理由に「地域スポーツ活動」に参加できないことがないように、適切な措置を講ずる。

1 2. 平日の部活動について

- (1) 平日の部活動は教育課程外ではあるが、「生きる力」の伸長のため、「主体的、対話的で深い学び」を具現化できる貴重な場と捉え、生徒による自主的な活動を中心とする。
- (2) 年間・月間・週間の目標と活動計画は、キャプテンを中心とした参加生徒により決定される。
- (3) 顧問は年間・月間・週間の目標と活動計画に関わり、日々の活動の支援及び中体連主催大会の申し込み、引率、運営に関わる。
- (4) 部活動支援教員（小学校（令和8年4月からは、義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）の体育専科指導員）は、日々の活動の支援の中心的な役割を果たす。なお、月に一度の部活動支援会議により、活動内容の質の向上を目指す。
- (5) 部活動は、主に5時間授業日に週3日実施する。その際の活動時間は、開始から16時30分までとする。
- (6) 教職員は、部活動支援が超過勤務の主たる要因とならないことに留意する。
- (7) 小学校の児童が参加することは妨げないが、心身ともに無理のない活動とすること。
- (8) 長与町立学校の部活動方針は、別途定める。⁴

1 3. 部活動地域展開コーディネーターの役割

- (1) 中体連が主催する大会に生徒が困ることなく参加できるための関係者との調整

⁴ 「長与町立学校部活動方針」令和8年2月18日策定予定

- (今後、町をまたいだ参加又は県をまたいだ参加に伴う調整を想定)
- (2) 中体連が主催する大会運営に必要な人材の育成・確保
 - (3) 日々の部活動及び地域スポーツ活動におけるリスクマネジメント

14. その他

- (1) 国及び県の方針やガイドライン、予算等も鑑み本推進計画について適宜見直しを図り、改訂する。
- (2) 地域スポーツ活動に関する進捗等は、スポーツ振興を図る目的で開催される協議会等において共有を図り、必要な検討・協議を行うこととする。